

京都市教育委員会告示第6号

次に掲げる京都市指定有形文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により平成29年9月15日付けで京都市指定有形文化財の指定が解除されたため、同条例第7条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成29年11月10日

京都市教育委員会

美術工芸品

名 称	数	指定告示
絹本著色日親上人像	1幅	平成7年3月30日京都市教育委員会告示第4号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)